

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務包括委託
- 2 履行場所 富山市上下水道局浜黒崎浄化センター
富山市上下水道局水橋浄化センター
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 業務委託料 ○○円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 免除

標記の業務について、委託者と受託者は、おのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月 日

委託者 住 所 富山市牛島本町二丁目1番20号
氏 名 富山市上下水道事業管理者
前 田 一 士

受託者 住 所 ○○○
氏 名 ○○株式会社
代表取締役社長 ○●

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者と受託者は、この契約書に基づき、別紙仕様書等に従い、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約に定める請求、通知、報告、申出、金額に関する合意、承諾及び解除は、仕様書等により規定されている場合を除き、書面により行わなければならない。

(業務の範囲)

第2条 委託者は、受託者に対し、富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務包括委託 令和7年10月24日付募集要項（以下「募集要項」という。）、受託者が募集要項に従って提出した令和7年○月○日付提案書（以下「提案書」という。）及び本契約に基づき、仕様書に記載された対象施設の維持管理業務を委託し、受託者はこれを受託する。

2 受託者の業務範囲は仕様書に記載された業務とする。

3 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

(用語の定義)

第3条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

一 要求水準とは、本契約に従い受託者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。

二 法定基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乗せ基準、下水道法に基づく放流水質基準等をいう。

三 契約基準とは、委託者が設定し、要求水準書に記載された基準をいう。

四 設計額とは、本業務委託の予定価格決定のために委託者が用いた積算額をいう。

五 請負率とは、第20条に記載された請負代金の支払限度額（以下、「支払限度額」という。）3年間分の合計額を、プロポーザル実施要領で委託者が示した委託料3年間分の上限額で除した比率をいう。なお、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。

(関係法令の遵守)

第4条 受託者は、業務の履行に当たり、下水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。

(監督員)

第5条 委託者は、受託者の行う業務について監督又は指示を行う監督員を選任し、その氏名を仕様書の定めるところにより受託者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示及び履行状況の確認等の職務を行う。

（総括責任者）

第6条 受託者は、この契約の履行上の管理を行い、業務を総括するための総括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を仕様書の定めるところにより委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、仕様書等にて定める職務を行う。

（副総括責任者）

第7条 受託者は、業務を履行するための副総括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を仕様書の定めるところにより委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 副総括責任者は、仕様書等にて定める職務を行う。

（保険の付保）

第8条 受託者はこの契約の履行に関連し、適正な損害賠償保険等の保険に加入するものとする。

2 受託者は委託者に対し、前項の規定により加入した保険の保険証券の写しを仕様書の定めるところにより提出すること。契約期間内に保険内容の変更、更新等があった場合も同様とする。

（優先関係）

第9条 本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。

（善管注意義務）

第10条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

第2章 業務準備等

（施設機能の確認）

第11条 委託者と受託者は、対象とする富山市上下水道局浜黒崎浄化センター・水橋浄化センターの施設機能について、仕様書の定めるところにより確認する。

2 委託者は施設機能の確認により必要があると認められるときは、受託者に改善を要求することができる。

（事業・業務実施計画）

第12条 受託者は、仕様書等の定めるところにより業務の実施に係る計画書（以下「事業・業務実施計画書」という。）を作成し、速やかに委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。計画書を変更したときも同様とする。

- 2 委託者は、前項により提出された事業・業務実施計画書を遅滞無く審査することとし、不相当と認められる場合は、その修正又は変更を求めることが出来る。
- 3 受託者は、委託者の承認を得た事業・業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。

第3章 要求水準

（要求水準）

第13条 本業務における要求水準及び流入基準は要求水準書に定めるものとする。受託者は業務履行において、要求水準書に適合する義務を負うものとする。

（放流水質が要求水準を満たさない場合）

第14条 流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、放流水質に関する要求水準を満たしていないことを把握したときは、委託者及び受託者は別紙1「放流水質」に基づき対応する。

（脱水汚泥含水率が要求水準を満たさない場合）

第15条 流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たしていないことを把握したときは、委託者及び受託者は別紙1「脱水汚泥含水率」に基づき対応する。

（流入水が流入基準を満たさない場合）

第16条 流入水が流入基準を満たさなかった場合においても、受託者は、放流水質及び脱水汚泥含水率に関する要求水準を達成することができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。また、受託者は、要求水準達成のため生じた追加費用を委託者と協議の上請求することができる。

- 2 流入水が流入基準を満たさない場合は放流水質及び脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たさなくても受託者は責任を負わず、これを理由とする業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行わない。ただし、受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

（業務の報告と検査）

第17条 受託者は、仕様書等の定めるところにより、業務の履行に係る報告書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書を受理したときは、仕様書等に定めるところによりその期間の業務実績について検査をしなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査の結果、業務の履行が適切に行われていないと認めた場合、受託者に是正を求めることが出来る。

第4章 委託者の義務

(業務委託料の支払)

第18条 受託者は、月間の業務の完了につき前条第2項の検査に合格したときは、1ヶ月分の業務委託料を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、業務委託料に相当額を加減して支払う。

3 業務委託料は各月均等払いを原則とし、端数を生じたときの調整は当該年度の3月分委託料支払時に行うこととする。

4 委託者は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合、受託者に対し、第2項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(賃金等が変動した場合等の業務委託料の変更)

第19条 賃金又は物価が変動した場合等の業務委託料の変更は別紙2「固定費と変動費区分表」に記載された費目について、本条及び別紙3に基づき対応する。

2 委託者又は受託者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金又は物価の変動により業務委託料が不適当となったときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

3 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激な物価等の変動を生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

4 前2項に基づく業務委託料の変更は請求のあった日を基準日とし、その扱いは別紙3のとおりとする。

5 本条に定めのない内容について、協議を行い精算することが適当と委託者が認めた場合には、業務委託料の変更を請求することができる。

6 業務委託料の変更請求書面には、対象費目等を明示するものとする。

7 前各号による請求があった時は、協議により業務委託料の変更額を定める。また、協議が整わない場合は委託者が変更額を定めて受託者に通知する。

8 業務委託料の変更は、変更契約又は年度末精算により対応する。

(債務負担行為にかかる契約の特則)

第20条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払限度額は次のとおりとする。

令和8年度	992,200,000円
令和9年度	970,200,000円
令和10年度	983,400,000円

- 2 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、前項の支払限度額を変更することができる。

第5章 損害賠償

（賠償責任）

第21条 受託者は、業務履行による損害が生じた場合、速やかに監督員に報告しなければならない。

- 2 要求水準未達に伴い発生した損害及び業務に関し発生した損害の賠償は、原則として受託者が負担する。ただし、要求水準未達の原因が受託者の運転管理によるものではないと判断された場合、及び業務の実施に係る計画書に従って業務を実施している場合で、要求水準未達の原因が委託者の修正した事項にあると判断された場合は、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第22条 要求水準未達及び業務により第三者に損害を及ぼした場合は、原則として受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務上通常避けがたい事由により第三者に損害を及ぼした場合は、委託者がその損害を負担しなければならない。

（第三者との問題の処理解決）

第23条 受託者は、この契約の履行に関して履行場所の周辺住民、その他第三者との間で問題が生じ、またはそのおそれがある事態が生じたときは、直ちに委託者に報告するものとする。

- 2 委託者及び受託者は、前項の問題またはそのおそれがある事態が生じたときには、次の各号のとおり対応するものとし、詳細は別途委託者と受託者が協議する。

- (1) 当該問題またはそのおそれがある事態が、この契約の履行により通常避けがたい事由による場合には、委託者がこれを処理解決するものとする。
- (2) 当該問題またはそのおそれがある事態が、受託者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことによる場合には、受託者がこれを処理解決するものとする。

- 3 委託者及び受託者は、当該問題またはそのおそれがある事態の処理解決にあたり、互いに協力するものとする。

(天災等による損害)

第24条 天災等の委託者と受託者双方の責めに帰することができない事由により、処理場設備に重大な損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、受託者と協議の上、処理解決に当たるものとする。

(受託者の損害賠償の限度)

第25条 この契約の履行に関連し受託者が負担すべき損害は、現実が発生した直接の損害によるものとする。ただし、当該損害は法律上相当の範囲と立証されたものを限度とする。

2 受託者は、次の各号のいずれかの事由により生じた損害については責任を負わないものとする。

- (1) 台風、集中豪雨、地震、津波、豪雪、落雷、突風、竜巻、火山の噴火、その他の天変地異
- (2) 法令あるいは条例の改廃、若しくは監督官庁・自治体の命令または指示・指導・通達等
- (3) 戦争、紛争、同盟罷業、第三者の行為、その他委託者と受託者いずれの責にも帰し得ない事由
- (4) 経済状況の急激な変動による資材、薬剤が入手困難な場合における経費の増加
- (5) 受託者が善良なる管理者の注意義務を果たしているにもかかわらず、避けがたい事由が発生した場合
- (6) 要求水準書に規定されていない水質や水量の流入があった場合

(責任範囲)

第26条 受託者及び委託者の責任範囲については仕様書「リスク分担表」に従うものとする。

第6章 契約終了

(契約履行の終了)

第27条 委託者及び受託者は、契約期間最終年度に、仕様書に規定する施設機能の確認、および契約業務完了報告書の提出、ならびに仕様書に規定する履行検査の合格をもって、契約上の全ての義務を終了するものとする。ただし、第39条に規定する秘密の保持についてはこの限りではない。

(委託者の解除権)

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないとき。

- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 第31条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 関係法令、規定等に違反したとき。
- (6) 受託者の提供するサービスが、契約書等に定める水準を大幅に下回る場合、受託者の責に帰すべき事由による債務不履行またはその懸念が生じた場合で、委託者が受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内における改善策の提示及び実施を求めたにもかかわらず、受託者が当該期間内に改善できなかったとき。
- (7) 受託者が、会社更生法の適用申請を行うなど財務状況の悪化に伴い、事業の継続が困難であると合理的に考えられるとき。
- (8) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第29条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額以上を違約金として徴収する。

- (1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。

- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると委託者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

（契約の解除）

- 第30条 委託者は、履行期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。
- 3 委託者・受託者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合、事業継続の可否及び精算方法等、詳細については別途協議を行うものとする。

（受託者の解除権）

- 第31条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第35条に規定する契約の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。
- (3) 委託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上、定める。

（解除に伴う措置）

- 第32条 委託者は、第28条から前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 2 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は

履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 4 契約が解除された場合、委託者が新規の維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間（約6ヶ月間）受託者は責任を持って維持管理を継続しなければならない。それに係る費用、違約金、損害賠償等の詳細については別途協議し覚書を取り交わすものとする。

（遅延利息の徴収）

第33条 受託者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金（以下（損害金等）という。）を委託者が指定する期限までに支払わないときは、委託者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅延利息として徴収する。

（損害金等の徴収方法）

第34条 委託者の支払うべき業務委託料が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受託者の支払うべき損害金等の額が業務委託料を超える場合は、業務委託料を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

第7章 その他

（契約の変更）

第35条 委託者は、受託者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、業務委託料、履行期間その他この契約に定める条件を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議の上、定める。
- 3 委託者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受託者と協議の上、変更することができる。
- 4 委託者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上、定める。

（費用の負担）

第36条 受託者は、この契約の履行に関する費用のうち、仕様書等において受託者の負担と定められたものを負担する。

- 2 受託者は、委託者が費用を負担する業務についても、経済的かつ効率的に履行しなければな

らない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第37条 受託者は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けた場合並びに信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第38条 受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、仕様書の定めるところにより委託者と協議し、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（機密の保持等）

第39条 受託者は、この契約により知り得た委託者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受託者がこの契約の履行を完了した（第28条から第31条までの規定により、委託者又は受託者が、この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

（専属的合意管轄）

第40条 委託者及び受託者は、この契約に関連する一切の当事者間の紛争については、頭書の履行場所を管轄する地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

（補則）

第41条 この契約に定めのない事項については、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）の定めるところによるほか、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定める。

別紙１ 要求水準を満たさない場合の対応

放流水質

処理水の水質が要求水準を満たさない場合、以下の手続きをとる。

第１段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、水質試験により放流水質が要求水準を満たしていないことを把握したときは、直ちに委託者に報告する。また、放流水質法定基準を満たしていない場合は、受託者が応急措置を行う。

第２段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また委託者から指示があった場合、改善計画書を作成し委託者に提出する。
- ・ 受託者は、要求水準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第３段階：状況改善後の業務委託料の減額

- ・ 委託者は、別紙２のとおり業務委託料を減額することができる。

状況が改善しない場合

- ・ 要求水準を満たさない状態が１４日以上継続する場合、委託者は別紙２による業務委託料の減額に加え、第２８条による本契約の解除、第２１条による損害賠償の請求及び第２９条による違約金の請求等を行うことができる。

その他

- ・ 委託者に責を帰す事由、又は委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が達成されなかったときは、委託者は、業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等を行わない。この場合受託者は、委託者と協議の上、追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じた費用を除く。）を請求することができるものとする。

脱水汚泥含水率

脱水汚泥含水率が要求水準を満たさない場合、以下の手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受託者は、要求水準を満たしていないことを把握したときは、直ちに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また委託者から指示があった場合、改善計画書を作成し委託者に提出する。
- ・ 受託者は、要求水準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第3段階：状況改善後の業務委託料の減額

- ・ 委託者は、別紙2のとおり業務委託料を減額することができる。

状況が改善しない場合

- ・ 要求水準を満たさない状態が14日以上継続する場合、委託者は別紙2による業務委託料の減額に加え、第28条による本契約の解除、第21条による損害賠償の請求及び第29条による違約金の請求等を行うことができる。

その他

- ・ 委託者に責を帰す事由、又は委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が達成されなかったときは、委託者は、業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等を行わない。この場合受託者は、委託者と協議の上、追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じた費用を除く。）を請求することができるものとする。

別紙２ 業務委託料の減額方法

業務委託料の減額幅の算定には下表の費目、固定費と変動費の区分けを使用する。

固定費と変動費区分表

費目	浜黒崎浄化センター		水橋浄化センター	
	固定費	変動費	固定費	変動費
人件費相当分	○		○	
次亜塩素酸ソーダ購入費		○		○
固形塩素購入費(脱水機棟用)				
消石灰購入費		○		
塩化第２鉄購入費		○		
脱水ろ布購入費（長）		○		
脱水ろ布購入費（短）		○		
脱水機用ダイヤフラム購入費		○		
高分子凝集剤購入費		○		○
電力基本料金	○		○	
電力使用料金		○		○
苛性ソーダ購入費(脱臭用)	○			
突発修繕費	○		○	
施設管理等業務委託料	○		○	
水質検査用薬品費・消耗品費	○		○	
光熱水費（上下水道、LP ガス）	○		○	

減額幅は、以下に従って算出する。なお、基準超過日数の考え方は次頁のとおり。

(1) 放流水質に関する減額幅の算定方法

法定基準未達の場合の減額幅

$$= \text{固定費の設計額合計（３年分）} \times \text{請負率} \times \text{法定基準超過日数} / \text{履行期間日数}$$

契約基準未達の場合の減額幅

$$= \text{固定費の設計額合計（３年分）} \times \text{請負率} \times \text{契約基準超過日数} / \text{履行期間日数} \\ \times 0.5$$

(2) 脱水污泥含水率に関する減額幅の算定方法

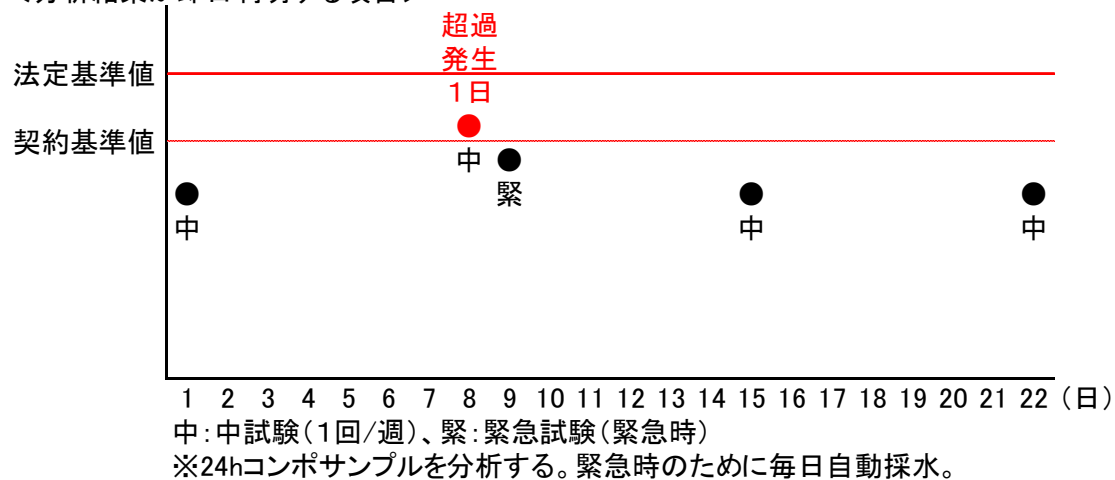
契約基準未達の場合の減額幅

$$= \text{【脱水污泥収集運搬単価} + \text{脱水污泥処分単価】} \times \text{契約基準超過日の污泥量} \\ \times \text{【含水率測定値} - \text{契約基準値】}$$

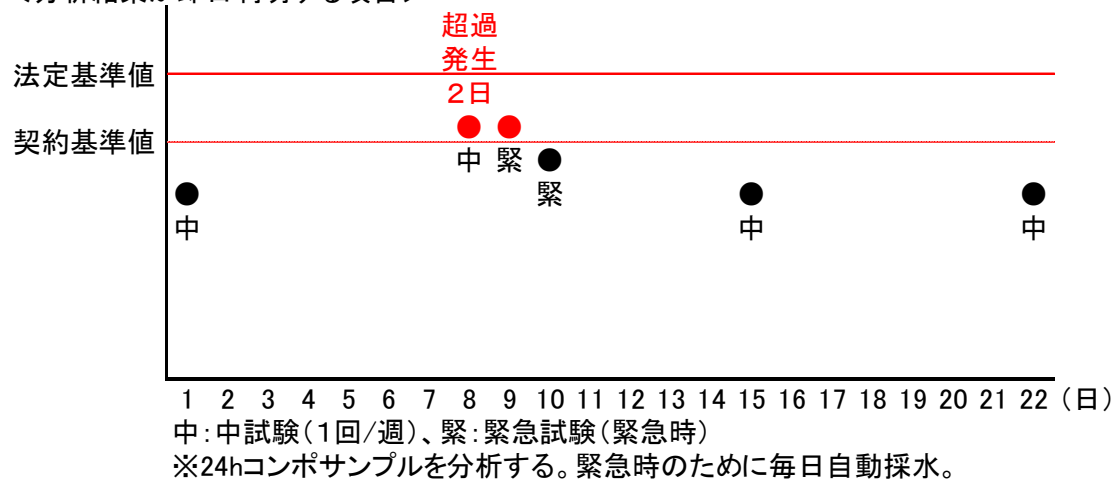
※フィルタープレス、ベルトプレス別に算定する。

基準超過日数の考え方

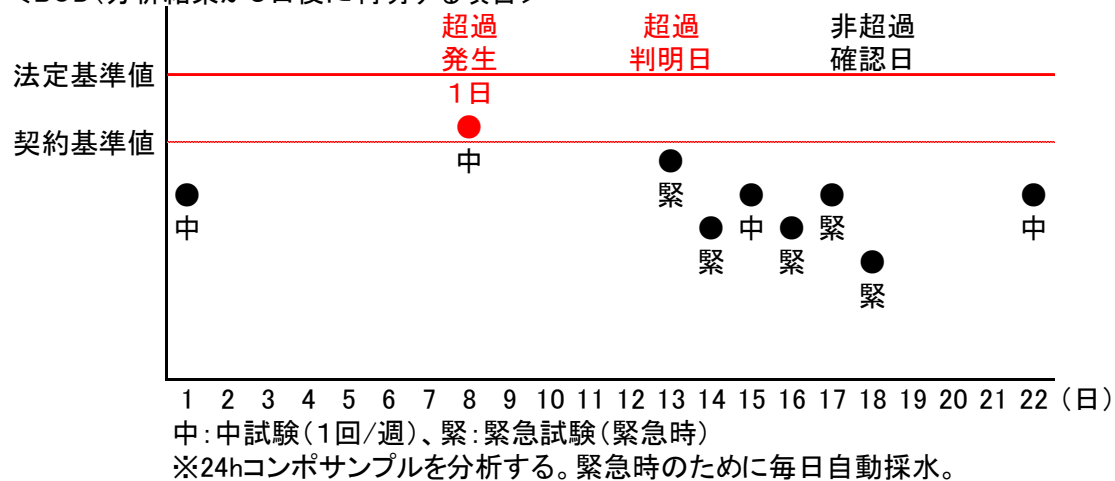
<分析結果が即日判明する項目>



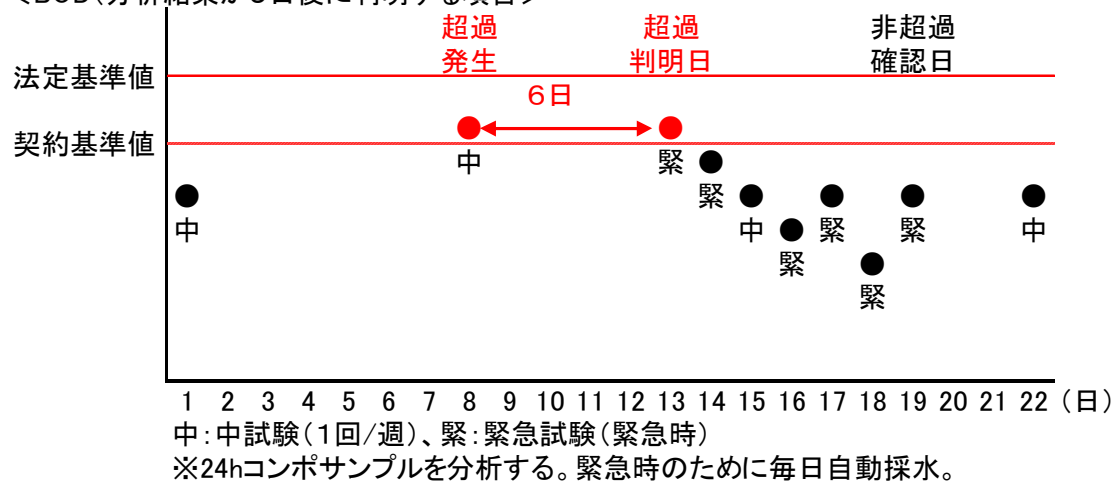
<分析結果が即日判明する項目>



<BOD(分析結果が5日後に判明する項目)>



<BOD(分析結果が5日後に判明する項目)>



別紙3 業務委託料の変更

1. 賃金又は物価の変動に伴う業務委託料の変更

原則として以下の算定方法に従う。

ア 変動率は各費目について次のとおりとする。

① 人件費相当分

$$\text{最新労務単価} \div \text{設計単価} - 1$$

(公共工事設計労務単価：電工を適用する。)

② 電力基本料金

$$\text{最新年度平均単価} \div \text{設計単価} - 1$$

③ 電力使用料金

$$\text{最新年度平均単価} \div \text{設計単価} - 1$$

④ 上記以外の費目(突発修繕費を除く)

$$\text{最新年平均指数} \div \text{令和7年平均指数} - 1$$

(指数には「2020年基準 消費者物価指数：第1表【生鮮食品及びエネルギーを除く総合】」を適用する。)

イ 変動率について±[1.5]%の許容範囲を置き、これを超えた部分を精算率とする。

ウ 各費目の当該年度設計額に精算率と請負率を乗じ、年精算額とする。

エ 基準日時点での当該年度経過月数に応じて年精算額を減じ、精算額とする。

2. 突発修繕費

仕様書に記載された年額に対する過不足額を精算する。

3. 流入水量の変動による業務委託料の変更

以下のとおりとする。

ア 変動率 = 当該年度流入水量実績 ÷ 当該年度想定流入水量 - 1

イ 変動率について±[2.5]%の許容範囲を置き、これを超えた部分を精算率とする。

ウ 別紙2「固定費と変動費区分表」の、変動費にあたる費目の当該年度設計額合計に精算率と請負率を乗じ、精算額とする。

4. 緊急対応、災害対応による業務委託料の変更

大雨時等の緊急対応や災害時対応を受託者が行い、協議により精算することが適当と委託者が認めた場合に精算する。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する精算

賦課金が減免された場合は、減免額の半額を精算する。ただし減免申請手続きを行った年度の受託者と減免対象年度の受託者が異なる場合は、減免額全額を精算する。